

■ 特 集

- ◆ 中国の標準化改革と注目点
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 1

■ 経 済

- ◆ 中国経済減速下で変わる対中直接投資と投資環境
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 8

■ 人民元レポート

- ◆ 2016 年 7 月以降の中国国債市場の動向
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 17

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：税関査察条例改正案の公布—企業が注意すべき重点事項
KPMG 中国 21
- ◆ 法務：企業再編、撤退時の人員削減について
金杜法律事務所 24

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「中国の標準化改革と注目点」

- ◇中国の標準（規格）制度は 2015 年以来、各種標準の整理・統合、新しい団体標準の制定、企業標準の公開手続きの簡素化、これらを盛り込んだ「標準化法」の改正等抜本的な改革が行われている。
- ◇中国の標準には強制力を持つ強制性標準と任意の推奨性標準があり、それぞれに国家標準、業界標準、地方標準があり、合計 11 万 6 千に上り、そのほかに企業標準がある。
- ◇強制標準は、将来的に国家標準のみとし、対象は人身の健康と生命・財産の安全、国家の安全、生態環境の安全および社会・経済管理の基本的要求の充足に関わるものに限定。推奨性標準は、最終的には政府の職責の範囲内にある公益類標準のみとし、それ以外の推奨性標準は段階的に削減。新たに制定される団体標準は、学会、協会、商会などの社会組織、産業技術連盟が市場の主体と共同で市場と革新のニーズを充足させる標準を制定することを奨励するとされている。
- ◇標準化における特許の取り扱いについては、近年、関連の推奨性国家標準の実施や標準と特許をめぐる訴訟の取り扱いに関する司法解釈が示されるなどルール化が進んでいるものの、運用においては不透明な部分が多い為、自社の特許が中国の標準に組み入れられる可能性がある場合、早期に情報収集を行い、標準化への対応を決定することが必要と思われる。

経 済 「中国経済減速下で変わる対中直接投資と投資環境」

- ◇経済成長が減速するなか、対中直接投資の増加ペースも鈍っている。地域別では、日本からは 2013 年以来の減少が続く一方、EU、韓国、米国等では加速が顕著。業種別では、対中投資の中心は製造業からサービス業へシフトするという構造変化がみられる。
- ◇米・EU 企業の年次調査ではビジネス環境の悪化が指摘され、その背景に中国経済の減速、労働コストの上昇のほか、法規制の不透明性が従来から不変であることへの強い不満が浮かび上がる。
- ◇こうした実態をマクロ経済面から見ると、①高度成長期の終焉に伴い経済減速は避けられない、②過去 10 年で東南アジアに比べ労働コストが格段に上昇、③生産能力の過剰状態という投資環境の悪化を観察。法制面では、①規制緩和が進むものの外資系企業の期待水準とは乖離、②独占禁止法や反汚職・腐敗による摘発が外資系企業に過度に厳しいとの不満を喚起している。
- ◇習近平政権は 2013 年 11 月の三中全会で改革路線を強く打ち出したが、これは高度成長終焉という大きな転換期を迎えた中国経済にとって、経済失速を回避し、安定成長を確保するために不可欠なためであり、逆に外資政策の透明性向上や規制緩和を含めた構造改革が進展しなければ、中国経済の失速につながり、外資系企業にとっての魅力は減退し、海外シフトを促す恐れがある。

人民元レポート 「2016 年 7 月以降の中国国債市場の動向」

- ◇2016 年の中国国債利回りは、前半に緩やかに上昇した後、後半 7 月以降は低下基調。主要な買い手は商業銀行とファンド、外国投資家で、背景には①預金取扱金融機関が預金超過に伴う余剰資金を債券投資で運用、②中国株式市場の低迷を受け株式ファンドから債券ファンドへ資金シフト、③参入し易くなった外国投資家の債券投資の活発化が重なり、中国国債利回りの低下が促されてきた。
- ◇中国国債の利回り動向は、外国投資家の中国国債保有率が低いことを背景に、これまで他国市場の動向と逆の動きを見せてきたが、英国の EU 離脱を決する国民投票、米国大統領選の結果に対しては中国国債市場でも短期的な反応では他国市場との連動性が見えている。
- ◇足元、中国経済は減速から安定化に向かいつつあり、政策対応が積極的な金融緩和から緩和的な金融環境維持と財政政策での景気支援にシフトするなか、主要投資家行動が先行きどのように変化するか、外国投資家の保有シェア上昇に伴って他国市場との連動性がどの程度高まっていくかが、今後の市場動向を見極める 2 つの視点として重要性を増している。

スペシャリストの目

税務会計 「税関査察条例改正案の公布—企業が注意すべき重点事項」

- ◇2016 年 7 月 11 日、「税関査察条例」が公布 (10 月 1 日施行)。新条例は 1997 年 1 月公布の税関査察条例を改定するもので、税関の法執行を現今の社会・経済情勢の変化に適合させるため、税関査察機能をさらに強固に規範化し、「調査」から「管理」へと転換する方向を表している。
- ◇新条例について、企業の注意すべきポイントは、①企業が自律管理方法を運用し、貿易管理業務の適正化に取り組むことが可能になった、②企業は税関査察の対応について専門機関への委託が可能になった、③企業は税関の信用管理レベルを向上させることが必要、④企業は規定に従った会計帳簿の管理体制の整備と運用を徹底することが必要、等。
- ◇輸出入貨物と直接関係する企業は、通関実務の管理の改善に向けて、社内の専門チームと外部専門家が協力し、本社と現地法人が共同に関与、実施することが必要。

法務 「企業再編、撤退時の人員削減について」

- ◇再編・撤退に伴う人員削減は、多数の従業員を不安定な立場に追い込むことから、個人レベルの労使間紛争が多数の従業員を巻き込んで集団的な労働争議へと発展していくおそれがあり、適切な対象が極めて重要。中国政府も、社会安定のため雇用の維持・確保を重視している。
- ◇企業の再編・撤退に際しては、自社の内部事情、外部要因に照らし人員削減方法を慎重に選択し、自社の特徴、具体的な状況を踏まえて具体的施策案を策定しなければならない。
- ◇また、人員削減の実行時には、社内の労働組合、幹部、人事総務等の協力が得られるよう、法律専門家等との検討結果を踏まえ具体的な説明、交渉方法を定めた上で、関係者への根回しが重要。特に大規模な人員削減では、関係政府機関が干渉し、当局指導の下で進めていくことになる可能性が高いことにも留意が必要。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2016 年 12 月 18 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>



中国の標準化改革と注目点

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
国際本部海外アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

中国の標準（規格）制度は、改革・開放後の 1980 年代から整備が進められ、2001 年の WTO 加盟に伴う大幅な改定を経て確立したが、2015 年から抜本的な改革が行われている。各種標準の整理・統合、新しい団体標準の制定、企業標準の公開手続きの簡素化、これらの内容を盛り込んだ「標準化法」の改正などである。

こうした標準化改革の動向は、中国で生産・販売を行っている日系企業、中国へ製品を輸出している日本企業にも大きな影響を及ぼす。今回は、その概要と若干の注目点について述べてみたい。

1. 強制性標準の整理・統合

現在進行中の標準化改革は、2015 年 3 月に国務院が発表した標準化改革の全体計画（以下、全体計画という）（注 1）に沿って行われている。中国の標準には、強制力を持つ強制性標準と任意の推奨性標準があり、それぞれ全国範囲で適用される国家標準、全国の特定期業界に適用される業界標準（中国語は「行業標準」）、各省・自治区・直轄市の範囲内で適用される地方標準があり、その数は 2015 年末で国家標準が 3 万 2 千、業界標準と地方標準が 8 万 4 千、合計 11 万 6 千に上っている。そのほかに、企業の製品に関わる国家標準、業界標準がない場合に制定が義務づけられる企業標準がある（表 1 をご参照）。

このうち強制性標準については、将来的に国家標準のみとし、かつその対象は人身の健康と生命・財産の安全、国家の安全、生態環境の安全および社会・経済管理の基本的要求の充足に関わるものに限定するとされている（現行の「標準化法」では、人身・財産の安全を保障するものと法律・行政法規で強制執行を定めるものとされている）。

整理・統合を行う理由は、全ての標準について“欠如、老朽化、立ち遅れ”や“交差、重複、矛盾”が深刻で、市場経済の発展のニーズに適応できなくなっているためとされている。標準が“欠如”している業種・分野としては、農業、サービス業、社会管理、公共サービス、省エネ、都市化、情報化と工業化の融合、電子商取引、商業・貿易・物流があげられ、また“交差、重複”の例として、現行の国家標準、業界標準、地方標準の中に名称が同じものだけで 2 千近くあることが指摘されている。

強制性標準の整理・統合は、すでに国家標準化管理委員会によってリストが作成され、2016 年 7 月から 9 月にかけて 3 回にわたって地方政府と国務院関係部門に意見聴取のために配付されている（注 2）。それらのリストには、現行の強制性国家標準、強制性業界標準、強制性地方標準が合計 1 万 2 千近く掲載されており、それぞれ廃止、他の強制性標準と統合、推奨性標準への変更、改訂、存続などと記されている（ただし、存続とされている標準はわずかである）。意見聴取は 3 回目の期限が 10 月末とされており、その後、60 日間の公示を経て正式に発布されることになっている（注 3）。

なお、環境保護、建設工事、医薬・衛生の各分野の強制性国家標準、強制性業界標準、強制性地方標準は現行のままとされ、安全生産、公安、税務の標準も“暫定的”に現行のままとされている。これらはまさに強制性標準の対象とされる人身の健康と生命・財産の安全、生態環境の安全、社会・経済管理の基本的要求の充足などに関わるものだが、それだけに早くから多くの部門・地方が制定に関わっており、全体計画によれば、これらの分野では国務院 28 部門が強制性業界標準を制定し、31 省・自治区・直轄市政府が強制性地方標準を制定しており、その数は 1 万以上に上るといふ。それらを整理するのは容易ではないことから、棚上げとされたものと思われる。

強制性標準は、企業が生産・販売・輸入にあたって遵守を義務づけられるもので、違反した場合には差し止め、製品没収、罰金などが科せられるため、その変更は広範な企業に影響を及ぼす。企業としては、自社に適用される強制性標準を注視しておく必要がある。ただ、強制性標準については、WTO 加盟時に遵守することを承諾した TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）で、国際規格を基礎として制定する義務が課せられており、国際標準化機構 (ISO) や国際電気標準会議 (IEC) などの国際規格、また日本工業規格 (JIS) とも大きな違いはないため、中国独自の要求に注目しておけばよいだろう。

表 1 現在の標準体系

標準名	種類 (コード)	定義	制定主体
国家標準	<ul style="list-style-type: none"> ・強制性標準 (GB) ・推奨性標準 (GB/T) ・指導性技術文書 (GB/Z) 	全国範囲内での統一の技術的要求で、人体の健康、身体・財産の安全および法律・法規に強制執行を定める標準 上記以外の標準 標準が必要とされるが標準制定まで至らない技術文書または国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC) などの技術報告をまとめた文書	国家標準化管理委員会 (全国専門標準化技術委員会)
業界標準	<ul style="list-style-type: none"> ・強制性標準 (業種により電子=SJ、自動車=QC、機械=JB など) ・推奨性標準 (業種コードの後に/T) 	国家標準がない場合の全国の特定期業界内での統一の技術的要求	国務院行政主管部門
地方標準	<ul style="list-style-type: none"> ・強制性標準 (DB) ・推奨性標準 (DB/T) 	省・自治区・直轄市範囲内での統一の工業製品の安全・衛生の要求	省・自治区・直轄市標準化行政主管部門
企業標準	<ul style="list-style-type: none"> ・強制性標準 (Q) 	企業の生産する製品に国家標準、業界標準がない場合に、生産の根拠として制定しなければならない標準	企業

2. 推奨性標準の整理

一方、推奨性の国家標準、業界標準、地方標準については、最終的には政府の職責の範囲内にある“公益類標準”のみとし、それ以外の推奨性標準は段階的に削減するとされている。ただ、過渡的な措置として、推奨性国家標準は基礎的・汎用的なものとして強制性国家標準に関係するものを重点として制定し、推奨性業界標準は重要製品、工程技術、サービス、業界管理に関わるものを重点とし、推奨性地方標準は地方の自然条件や少数民族の風俗・習慣に関わる特別な技術的要求を充足さ

せるものを制定すると述べられている。推奨性標準の整理は、2018年に段階的に政府の職責範囲内の“公益類標準”に移行させ、2020年に完了することになっている（表2をご参照）。

推奨性標準の採用は任意ではあるものの、近々の実施が見込まれ、多くの企業から注目されている製品の取り扱い説明に関する強制性標準（注4）では、採用した全ての標準のコードを記載することが要求されており、推奨性標準の採用も消費者の信用獲得につながると見られることから、その動きにも注意しておくべきだろう。

表2 主な改革措置の実施スケジュール

第1段階 (2015～16年)

- ・ 2016年6月末までに「標準化法」の改正草案を上程すると共に、関係規則・制度を改正する。
- ・ 2016年12月末までに現行の国家標準、業界標準、地方標準を全面的に整理し、立ち遅れ老朽化した標準の再審査、改訂を行う。
- ・ 2015年12月末までに強制性標準の制定の原則と範囲に基づいて適用しない強制性標準を廃止し、推奨性標準に変更する。
- ・ 2015年12月末までに標準化の能力のある社会組織、産業技術組織連盟を選定し、市場化の程度が高く、技術革新が活発で製品標準が多い分野で、団体標準の制定を試験的に行う。
- ・ 2015年12月末までに製品・サービス標準の自己宣言・公開・監督制度改革を試行する。
- ・ 2016年中に中国が主導して制定する国際標準と制定に参与する国際標準を年間国際標準制定総数の50%に到達させる。

第2段階 (2017～18年)

- ・ 2017年に強制が確実な必要な現行の強制性業界標準、強制性地方標準を段階的に強制性国家標準に統合する。
- ・ 2018年に推奨性標準の制定範囲を明確にし、各標準間の関係を整理し、段階的に政府の職責範囲内の“公益類標準”に移行させる。
- ・ 2017年に一定の知名度と影響力のある若干の団体標準の制定組織を育成し、市場と革新のニーズを充足させる一連の団体標準を制定する。
- ・ 2017年に企業製品・サービス標準の自己宣言・公開・監督制度を基本的に完成し、全面的に実施する。
- ・ 2018年に国際標準と国内標準の一致度を顕著に引き上げ、主要消費品分野では95%以上に高める。

第3段階 (2019～20年)

- ・ 2020年に協同の権威ある強制性国家標準管理体制を整理、確立する。
- ・ 2020年に推奨性標準を“公益類”の範囲に限定し、協調、簡素化、高効率の推奨性標準管理体制を形成する。
- ・ 2020年に市場が自主的に制定する団体標準、企業標準の発展を成熟させる。
- ・ 2020年に国際標準化統治への参加能力を高め、国際標準組織・技術機構と指導的職務を引き受ける数を顕著に増やし、主な貿易パートナー国との標準相互認証の数を大幅に増やし、我が国の標準の国際的影響力を高め、世界の標準強国となる。

3. 団体標準の新設

全体計画では、新たに団体標準を制定することがあげられ、「学会、協会、商会、連合会などの社会組織、産業技術連盟が市場の主体（注：企業など）と共同で市場と革新のニーズを充足させる標準を制定することを奨励する」と述べられている。この団体標準は行政許可を不要とし、政府はルール作り、誘導、監督を行うとされている。

団体標準を新たに制定するのは、従来、中国の標準は企業標準を除けば全て政府が制定したもので、市場経済の発展のニーズに適応していないという反省に基づいている。市場主体が自主的に制定することで、市場のニーズを迅速に反映させることが目指されている。

その実施のスケジュールは、2015 年 12 月までに試行を開始し、2017 年には一定規模の団体標準を制定するとされている（表 2 をご参照）。すでに一部が制定されており、2016 年 10 月末現在、専用のプラットフォームに 260 本余りの各種団体が制定した標準が掲載されている（注 5）。

団体標準については、全体計画で「特許を組み入れ、技術進歩を推進することを支持する」と述べられており、特に先進・先端技術の規範として制定することが要請されているようである。ただし、企業の所有する特許が標準に組み入れられる場合には、往々にして後述する技術標準と特許の問題が生じるため、注意が必要である。

4. 企業標準の公開手続きの簡素化

企業標準は、従来、行政許可の一種である届出制だったが、今後は「自己宣言・公開・監督制度」に変更することが目指されている。その内容について、「標準化法」（改正草案）では次のように規定されている。

- ・企業が実施する製品標準は、「企業標準情報公共サービス・プラットフォーム」を通じて社会に公開しなければならず、サービス標準は社会に公開することを奨励する。
- ・製品・サービス標準を公開するときは、製品・サービスの機能指標、製品の性能指標および関係する検査方法を含めなければならない。
- ・企業が（注：自ら制定した製品・サービス標準と別に）実施する国家標準、業界標準、地方標準、団体標準を公開するときは、標準の名称、コード・番号および名称を含めなければならない。

気になるのは、公開が義務づけられる製品標準の範囲・内容だが、自己宣言・公開の実施計画（注 6）によれば、一般に製品・サービスの機能についての要求、関連製品の性能の要求を含むが、製品標準には企業の生産技術、配合、工程など企業の技術ノウハウ・商業秘密が含まれる可能性のある内容を含めてはならないとされ、また、製品・サービス標準の文書については公開してもしなくてもよいとされている。すでに 2015 年からの上海、浙江、福建、山東、重慶、深圳、成都での試行を経て、2016 年には試行地区が全国に拡大され、上記のプラットフォーム（注 7）で一部が公開されているが、それらを見ても技術ノウハウや商業秘密に関わる内容は開示されていない。

企業としては、自社製品・サービスの優位性をアピールする場として利用できそうである。ただし、検査方法を開示することで他社に技術が知られてしまう可能性があることから、その内容には注意が必要だろう。

5. 標準化における特許の取り扱いのルール化

近年、技術標準に組み入れられた特許の実施をめぐる、特許権者と技術標準の実施者の間で訴訟となった事件がたびたび報道されている（注 8）が、中国でも標準化改革が進む中で同様の訴訟が増えることが予想される。こうした中で、特許を所有している日本企業、日系企業にとっては、自社の特許と標準との関係について、注意を払う必要がある。

こうした訴訟の背景には、本来、共有性を持つ標準と専有性・排他性を持つ特許が相反する関係にあり、標準化に伴う特許権の取り扱いのルールが確立していないことがあると言われている。ただ、国際的には、標準化組織が標準の制定段階で特許権者に対して制定に必要な「標準必須特許」を所有していることを開示し、実施許諾の可否や条件を宣言する義務を課すなどの取り扱いルールについての同意を求め、あるいは特許実施許諾契約では「公平、合理的かつ非差別的」(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory : FRAND) 条件の遵守を義務づけることが多いようである。

中国では、携帯電話関連の特許を巡る訴訟が決着した後、2013 年から 14 年にかけて国家標準が特許にかかる場合の管理規定(注 9) とその関連の推奨性国家標準(注 10) が実施され、また 2016 年に入って、標準と特許をめぐる訴訟の取り扱いについての司法解釈(注 11) が示され、「反独占法」との関係での特許の取り扱い指針(草案)(注 12) が更新されるなど、ルール化が進んでいる。

上記の管理規定は、国家標準の制定・実施での特許の取り扱いについて、特許権者(特許申請者を含む、以下同じ)が国家標準の制定・改訂に参加する場合の当局への標準必須特許の開示義務、特許権者による特許実施許諾についての任意の宣言、強制性国家標準の制定・改訂で特許権者が特許実施許諾拒否を宣言した場合の取り扱いについての当局との協議義務などが定められている(表 3 をご参照)。

特許実施許諾を宣言した場合の使用料については、標準の実施者と特許権者が協議、処理するとされているが、この点、上記の取り扱い指針(草案)では、事業者の特許が標準必須特許となった後に“不公平な高価格”で実施を許諾することを禁じている。“不公平な高価格”の判定基準については、商品の価値に対する貢献に見合っていないこと、過去の使用料または比較可能なその他の使用料を上回っていること、実施許諾の地域範囲または許諾範囲を超えていることがあげられている。

また、上記の司法解釈では、特許権者と標準の実施者の特許実施許諾協議で条件が合意に達しない場合に人民法院に条件の確定を請求できるとされ、人民法院は公平、合理、非差別の原則に基づいて特許の革新性、標準に対する作用、標準の技術分野、性質、実施範囲、特許実施許諾条件などを総合的に考慮するとされている。

これらを見る限り、中国の標準化における特許の取り扱いのルールは“特異”ではないように思われるが、実際の運用については不透明な部分が多い。自社の特許が中国の標準に組み入れられる可能性がある場合、早期に情報収集を行い、標準化への対応を決定することが必要と思われる。

表 3 国家標準の特許にかかる管理規定の要点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許情報の開示義務：標準の制定・改訂に参加する組織・個人は全国専門標準化技術委員会または所属団体に所有しかつ知悉する必須特許を速やかに開示し、合わせて特許情報および証明資料を提供しなければならない。 ✓ 標準草案と特許情報の公示：国家標準化管理委員会は国家標準の許可・公布前に標準草案の前文と既知の特許情報を 30 日間公示する。いずれの組織・個人も知悉するその他の特許情報を国家標準化管理委員会に書面で通知することができる。 ✓ 特許権者の特許実施許諾についての宣言：全国専門標準化技術委員会または所属団体は特許権者または特許申請者に対して特許実施許諾についての宣言を要求する。特許権者または特許申請者は、①当該国家標準の実施にあたり、いずれの組織・個人に対しても公平、合理的、非差別的に無料で特許の実施を許諾することに同意する、②同じく、いずれの組織・個人に対しても公平、合理的、 |
|--|

非差別的に有料で特許の実施を許諾することに同意する、③上記 2 種類の方法で特許実施を許諾することに同意しない、のいずれかを選択しなければならない。

- ✓ 国家標準への特許条項の不記載：特許権者が上記①または②を宣言した場合、国家標準に当該特許に基づく条項を含めてはならない。ただし、強制性国家標準を除く。
- ✓ 強制性国家標準での特許の取り扱い：強制性国家標準は、一般に特許にかからない。
- ✓ 特許の取り扱い方法についての協議：強制性国家標準が確実に特許にかかる必要がある場合で、特許権者または特許申請者が上記①または②の宣言を拒否した場合には、国家標準化管理委員会、国家知識財産権局および関係部門は特許権者または特許申請者と特許の取り扱い方法について協議しなければならない。
- ✓ 特許実施許諾料の取り扱い：国家標準にかかる特許の実施許諾および使用料については、標準の実施者が特許権者または特許申請者とその特許実施許諾宣言に基づいて協議、処理する。

以上

(注 1) 「国务院の標準化業務改革深化計画の印刷・発布に関する通知」(国発 [2015] 13 号、2015 年 3 月 11 日発布・実施)。原文は中央人民政府の下記サイトに掲載。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/26/content_9557.htm

(注 2) 第 1 回から第 3 回の整理リスト案は以下の通り。

「国家標準化管理委員会の第 1 次 4930 項目の強制性標準統合・簡素化結論の意見徴求に関する通知」(2016 年 7 月 13 日発布)。原文は「工標網」の下記サイトに掲載。

<http://www.csres.com/info/46713.html>

「国家標準化管理委員会の第 2 次 3217 項目の強制性標準統合・簡素化結論の意見徴求に関する通知」(2016 年 8 月 23 日発布)。原文は国家標準化管理委員会の下記サイトに掲載。

http://www.sac.gov.cn/szhywb/sytz/201608/t20160829_214869.htm

「国家標準化管理委員会の第 3 次 3487 項目の強制性標準統合・簡素化結論の意見徴求に関する通知」(2016 年 9 月 23 日発布)。原文は国家標準化管理委員会の下記サイトに掲載。

http://new.sac.gov.cn/szhywb/sytz/201609/t20160927_217925.htm

(注 3) 「国务院弁公庁の強制性標準統合・簡素化業務計画の印刷・発布に関する通知」(国弁発 [2016] 3 号、2016 年 1 月 30 日発布・実施)。この中で、意見聴取後の結果の公示は強制性国家標準と強制性業界標準は国务院標準化協調推進部門合同会議事務局(国家標準化管理委員会)が行い、強制性地方標準については省級政府が行うとされているが、具体的な公示方法は示されていない。なお、通知の原文は中央人民政府ポータルの下記サイトに掲載。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/15/content_5041316.htm

(注 4) GB 5296.1-2012 「消費品使用説明 第 1 部分：総則」(2012 年 12 月 31 日発布)。これは現行の GB 5296.1-1997 に代わるもので、新たに製品の取り扱い説明上に採用した標準のコードを記載することが規定されている。なお、この標準は当初 2013 年 5 月 1 日から実施される予定だったが、その後 3 回延期され、最新の国家標準化管理委員会の通知では強制性標準の統合・簡素化の評価手続きを経た後に実施するとされている。

(注 5) 中国標準化研究院の「全国団体標準信息平台」(下記サイト)に掲載。

<http://www.ttbz.org.cn/tb/tuanduibiaozhun.jsp>

(注 6) 「企業製品・サービス標準自己宣言・公開・監督制度建設業務計画」(2015 年 9 月 14 日発布・実施)の「付属文書 2：企業製品・サービス標準自己宣言・公開・監督制度指南」。原文は、北京市品質技術監督局の下記サイトに掲載。

<http://www.bjtsb.gov.cn/UPLOAD/20160106/20161617524455.pdf>

(注7) 企業標準のプラットフォームは「企業標準信息公共服务平台」（下記サイト）に掲載。

<http://www.cpbz.gov.cn/>

(注8) 標準の実施者からの特許権者に対する特許実施許諾の要求や特許使用料の減額要求、また特許権者からの特許権侵害による賠償金支払い要求や差し止めの請求などが争点になっている。

(注9) 「国家標準の特許にかかる管理規定（暫定施行）」（国家標準化管理委員会・国家知識産権局 2013年12月19日公布、2014年1月1日施行）。原文は国家標準化管理委員会の本局に当たる国家品質監督検験検疫総局の下記サイトに掲載。

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/zvfg/gfxwj/rzrk/201502/P020150204555271854279.pdf

(注10) GB/T 20003.1-2014「標準制定の特別手続き 第1部分：特許にかかる標準」。原文は「標準ダウンロード」（下記サイト）からダウンロードできる。

<http://www.anystandards.com/gbt/8/20140909/44951.html>

(注11) 「最高人民法院の特許権侵害紛争案件審理における法律応用の若干の問題に関する解釈（2）」（法積 [2016] 1号、2016年3月21日公布、同年4月1日施行）。原文は最高人民法院の下記サイトに掲載。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-18482.html>

(注12) 「知的財産権の濫用に関する反独占法執行指針（国家工商行政管理総局第7稿）」（2016年2月4日公開）。原文は国家工商行政管理総局の下記サイトに掲載。

http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/gzdt/201602/t20160204_166524.html

（執筆者連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL : 03-6733-3948

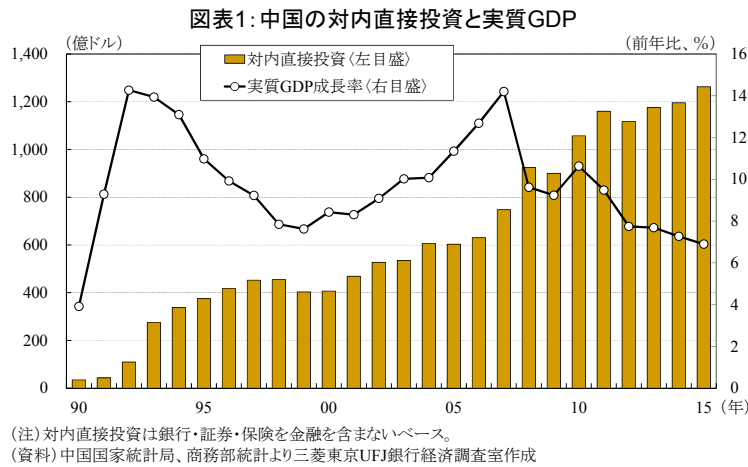


中国経済減速下で変わる対中直接投資と投資環境

三菱東京UFJ銀行
 経済調査室
 調査役 萩原 陽子

1. 直接投資動向～製造業からサービス業への構造変化

中国は改革・開放政策導入以来、巨額の直接投資を受け入れ、急成長の原動力として活用してきた(図表1)。しかし、近年、高成長期が終焉し、経済成長が減速するなか、対内直接投資の増加ペースも鈍ってきている。



図表2: 投資国・地域別の対中投資

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年 1-8月	2010年-2016年8月	
								金額	シェア
香港	674.7 (25.0)	770.1 (14.1)	712.9 (▲7.4)	783.0 (9.8)	857.4 (9.5)	926.7 (8.1)	580.7 (▲7.6)	5,305.6	67.8
EU	65.9 (10.7)	63.5 (▲3.7)	61.1 (▲3.7)	72.1 (18.1)	68.5 (▲5.0)	71.1 (3.8)	66.6 (30.1)	468.8	6.0
シンガポール	56.6 (45.6)	63.3 (11.9)	65.4 (3.3)	73.3 (12.1)	59.3 (▲19.1)	69.7 (17.5)	41.4 (4.0)	428.9	5.5
台湾	67.0 (2.1)	67.3 (0.4)	61.8 (▲8.1)	52.5 (▲15.2)	51.8 (▲1.3)	44.1 (▲14.9)	26.6 (▲15.3)	371.1	4.7
日本	42.4 (3.0)	63.5 (49.6)	73.8 (16.3)	70.6 (▲4.3)	43.3 (▲38.7)	32.1 (▲25.9)	20.6 (▲8.4)	346.3	4.4
韓国	26.9 (▲0.4)	25.5 (▲5.3)	30.7 (20.2)	30.6 (▲0.2)	39.7 (29.8)	40.4 (1.8)	35.0 (19.0)	228.8	2.9
米国	40.5 (13.3)	30.0 (▲26.1)	31.3 (4.5)	33.5 (7.1)	26.7 (▲20.4)	25.9 (▲3.0)	29.2 (74.9)	217.1	2.8
合計	1,057.4 (17.4)	1,160.1 (9.7)	1,117.2 (▲3.7)	1,175.9 (5.3)	1,195.6 (1.7)	1,262.7 (5.6)	858.8 (0.6)	7,827.6	100.0

(注) 1. 上段は金額(億ドル)、下段()内は前年比伸び率(%)。
 2. 合計はその他地域を含むが、銀行・証券・保険を含まない。
 (資料) 中国商務部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

地域別投資をみると、日本からの投資は2013年以来の減少傾向が続き、台湾同様、対中投資意欲の減退が目立つ。ただし、他の投資国・地域の動向をみると、2016年1~8月はEU、韓国、米国などで加速が顕著となっている(図表2)。また、業種別では、対中投資の中心は製造業からサービス業へシフトするという構造変化がみられる(図表3)。製造業全体では減少基調が変わらないなかで

急増しているのは医薬のみである。一方、サービス業では、不動産、金融は大きく減少しているものの、商業、運輸、ビジネス・技術・ITサービスはいずれも大幅に増加している。これは中国経済の牽引役が製造業などの第二次産業からサービス業などの第三次産業にシフトしていることと整合的である(図表4)。

図表3:業種別の対中直接投資

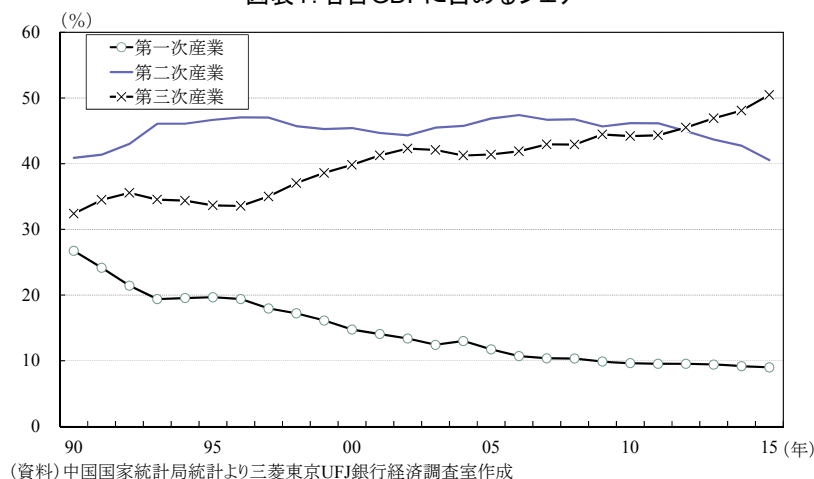
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年 1-8月
製造業	495.9 (6.0)	521.0 (5.1)	488.7 (▲6.2)	455.5 (▲6.8)	399.4 (▲12.3)	395.4 (▲1.0)	237.4 (▲12.8)
エレクトロニクス・通信設備	84.3 (17.5)	73.1 (▲13.3)	65.9 (▲9.9)	64.1 (▲2.7)	61.5 (▲4.0)	68.6 (11.5)	36.7 (▲24.3)
機械	65.9 (18.4)	70.1 (6.4)	76.8 (9.6)	70.2 (▲8.5)	52.2 (▲25.6)	53.5 (2.4)	36.8 (▲5.5)
化学	34.4 (▲13.9)	37.4 (8.7)	39.0 (4.4)	39.3 (0.7)	31.8 (▲19.1)	26.3 (▲17.1)	13.1 (▲27.9)
医薬	10.3 (8.8)	11.8 (14.5)	9.4 (▲20.1)	10.4 (10.2)	9.6 (▲7.8)	13.9 (45.2)	12.6 (57.1)
繊維	16.0 (15.1)	15.4 (▲4.0)	12.7 (▲17.5)	12.3 (▲3.4)	8.3 (▲32.6)	7.9 (▲4.2)	3.3 (▲42.9)
不動産	239.9 (42.8)	268.8 (12.1)	241.2 (▲10.3)	288.0 (19.4)	346.3 (20.2)	289.9 (▲16.3)	132.3 (▲31.2)
金融(銀行・証券・保険を含まない)	101.2 (125.5)	98.8 (▲2.4)	114.8 (16.1)	86.6 (▲24.6)	131.2 (51.6)	149.7 (14.1)	60.8 (▲45.2)
卸売・小売業	66.0 (22.4)	84.2 (27.7)	94.6 (12.3)	115.1 (21.7)	94.6 (▲17.8)	120.2 (27.0)	127.6 (52.3)
リース・ビジネスサービス	71.3 (17.3)	83.8 (17.6)	82.1 (▲2.0)	103.6 (26.2)	124.9 (20.5)	100.5 (▲19.5)	100.4 (65.2)
科学研究・技術サービス	19.7 (17.5)	24.6 (25.0)	31.0 (25.9)	27.5 (▲11.2)	32.5 (18.3)	45.3 (39.2)	43.6 (33.1)
運輸業	22.4 (▲11.2)	31.9 (42.2)	34.7 (8.9)	42.2 (21.4)	44.6 (5.6)	41.9 (▲6.0)	42.4 (96.3)
情報通信・コンピュータサービス・ソフトウェア	24.9 (10.7)	27.0 (8.5)	33.6 (24.4)	28.8 (▲14.2)	27.6 (▲4.4)	38.4 (39.2)	62.7 (187.5)
合計	1057.4 (17.4)	1160.1 (9.7)	1117.2 (▲3.7)	1175.9 (5.3)	1195.6 (1.7)	1262.7 (5.6)	858.8 (0.6)

(注)1.上段は金額(億ドル)、下段()内は前年比伸び率(%)。

2.合計はその他業種を含むが、銀行・証券・保険を含まない。

(資料)中国商務部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4:名目GDPに占めるシェア

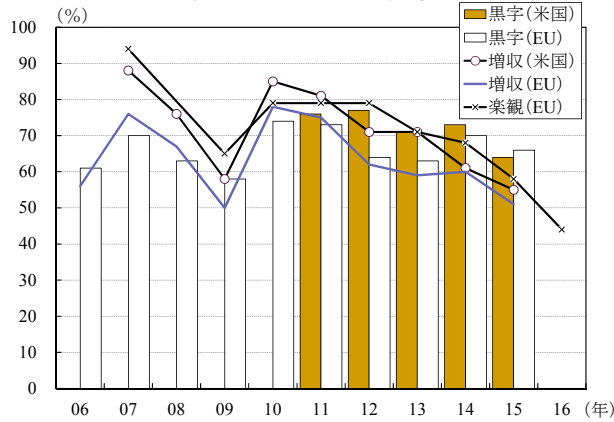


2. 厳しさを増す外資系企業の中国ビジネス観

対中投資はサービス業向けが順調に拡大する一方、製造業向けの減少により、全体としては伸び悩みが続いている。この一因として考えられるのは、在中国の米・EU 商工会議所の年次中国ビジネス環境調査でともに指摘される中国のビジネス環境悪化である。図表5の通り、同調査によれば、

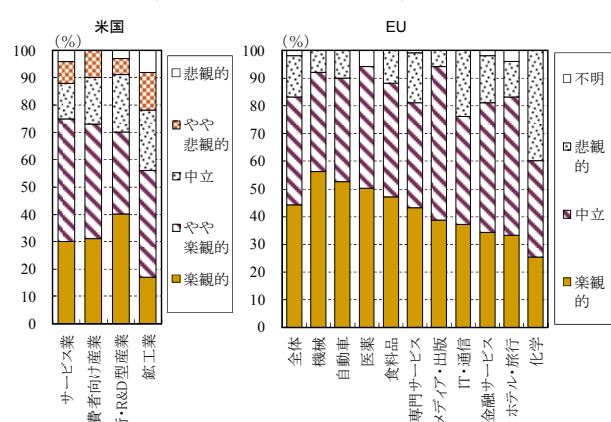
米・EU企業ともに収益状況は総じてみれば悪化傾向にあり、EU企業の中国における業界の成長予測も楽観論が遞減している。ただし、業界によって差があり、米企業においては4業種全てで未だ楽観的な企業が過半を占める(図表6)。

図表5: 欧米企業の中国事業



(注)当該企業が全体に占めるシェア。
(資料)在中国米国・EU商工会議所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表6: 今後2年間の業界成長予測



(資料)在中国米国・EU商工会議所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

米・EU企業調査からは中国ビジネス観悪化の背景として、「中国経済の減速」・「労働コストの上昇」などによる負のインパクトが強まることに加え、「法規制の不透明性」という従来からの大きな課題が不変であることへの強い不満が浮かび上がってくる(図表7)。以下では、こうした投資環境の実態をマクロ経済面と法規制の両面から確認していく。

図表7: 欧米企業の中国事業の課題

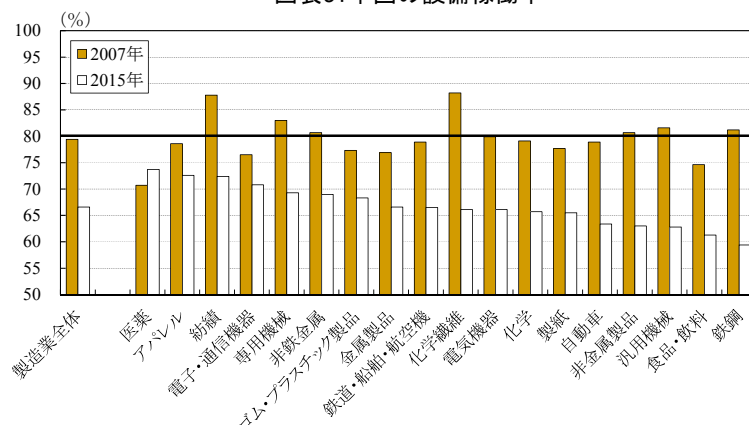
	米国					EU					
						課題(注)			規制上の障害		
2012年	適格管理職不足 43%	法規制と執行の不一致・不透明 37%	適格ワーカー不足 29%	許可証取得難 26%	腐敗 26%	中国経済の減速 65%	労働コスト 63%	世界経済の減速 62%	裁量的な法執行 44%	規制間の調整の欠如 38%	中国基準の履行 36%
2013年	労働コスト 44%	法規制と執行の不一致・不透明 38%	適格ワーカー不足 35%	腐敗 30%	適格管理職不足 30%	労働コスト 63%	中国経済の減速 62%	世界経済の減速 58%	裁量的な法執行 43%	行政上の問題 39%	腐敗 30%
2014年	労働コスト 46%	法規制と執行の不一致・不透明 39%	適格ワーカー不足 37%	適格管理職不足 31%	許可証取得難 31%	中国経済の減速 43%	世界経済の減速 27%	市場参入障壁と投資規制 25%	予測不能な法的環境 54%	裁量的な法執行 50%	行政上の問題 45%
2015年	労働コスト 61%	法規制と執行の不一致・不透明 47%	適格ワーカー不足 42%	適格管理職不足 32%	保護主義 30%	中国経済の減速 43%	労働コスト 24%	世界経済の減速 24%	予測不能な法的環境 57%	行政上の問題 52%	裁量的な法執行 48%
2016年	法規制と執行の不一致・不透明 57%	労働コスト 54%	許可証取得難 29%	適格ワーカー不足 29%	過剰生産能力 29%	中国経済の減速 53%	労働コスト 22%	世界経済の減速 21%	予測不能な法的環境 59%	行政上の問題 57%	裁量的な法執行 51%

(注)2014年から選択できる項目を上位3項目に限定したため、項目を選択する比率が低下。
(資料)在中国米国・EU商工会議所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 投資環境におけるマクロ経済面のファクター

米・EU企業調査において中国ビジネスの課題として指摘されたマクロ経済面のファクターには、「中国経済の減速」、「労働コストの上昇」、「過剰生産能力」などがある。「中国経済の減速」についていえば、前掲図表1の通り、長期に亘る二桁成長時代が終焉を迎えたことは明らかである。1人当たりGDPでみて7,925ドルまで高まり、高位中所得国に到達するとともに、生産年齢人口増加に伴う人口ボーナス期も終わった以上、「中国経済の減速」は今更驚く事象には当たらない。もっとも、米・EU企業調査からは、「中国経済の減速」は単に中国市場の拡大ペースの鈍化のみならず、限ら

図表9: 中国の設備稼働率



(資料) 中国企業家調査系統資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. 投資環境における法規制面のファクター

「法規制の不透明性」が外資系企業にとって以前から不変の課題であり続ける事情についてみてみる。

(1) 外資関連法制の整備と規制緩和

習近平政権は2013年11月の中央委員会第三回全体会議（三中全会）で改革のアウトラインといわれる「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する決定」（以下「三中全会の決定」）を発表した。そのなかで外資政策の透明性向上と規制緩和（具体的内容は下の枠内）、および、上海自由貿易試験区の設立を明記し、外資系企業の期待を高めた。この「三中全会の決定」に沿った制度整備は着実に進んできたが、外資系企業の期待水準との乖離は依然大きく、欧米企業のみならず、日本企業のアンケート調査でも、法規制への強い不満が表明されている。

- (A) 中国企業・外資系企業に関する法令の統一化
- (B) 外資政策の安定性・透明性・予測可能性の維持
- (C) サービス業における (a) 金融、教育、文化、医療分野の秩序ある開放と (b) 育児・高齢者サービス、建築・設計、会計・監査、商業・貿易・物流、電子商取引の外資参入制限撤廃
- (D) 一般製造業における一段の自由化

① 「外国投資法」制定に向けた動き

「三中全会の決定」のうち、中国企業・外資系企業に関する法令の統一化、外資政策の透明性に関わるのが、外資系企業に関する基本法「外国投資法」の制定で、外資系企業の形態別に規定した「中外合弁企業法（1979年）」、「外資企業法（86年）」、「中外合作経営企業法（88年）」を一本化するものである。2015年1月に草案が公表され、1ヵ月間の意見公募を経て、全人代常務委員会の2016年の立法作業計画では予備項目（状況に応じて2016年中、またはそれ以降に審議）となっている。

草案によれば、外資系企業の内国民待遇を明記し、内国民待遇を付与できないケースは「特別管理措置目録」と称されるネガティブリストに明示することとなっている。すなわち、ネガティブリストに記載されていない業種については、市場アクセスを含め、あらゆる面で、中国企業と同様の権利が保障されることを意味する。なお、従来の事前認可制から事後届出制への移行に伴い、報告制度ならびに国家安全審査が強化される点は外資系企業にとって懸念材料となっている。

②ネガティブリスト方式の導入

「三中全会の決定」では市場参入自体に対するネガティブリスト方式の採用も盛り込まれていた。これは、もとより中国では外資系企業のみならず、民間企業にも十分な市場アクセスが保障されており、国有独占色が強い業種が少なからず残るという課題解決を念頭に置いたものである。同決定に従い、2015年10月に「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」が公表され、2015年12月～2017年12月の一部地域での試行後（2016年4月、天津、上海、福建、広東で試行開始）、2018年から全国統一で実施予定となっている。

従来、外資系企業には「外商投資産業指導目録」、中国企業には「産業構造調整指導目録」という投資リスト^(注)があり、さらに、業種毎に所管官庁・地方政府による認可項目も加わる。こうした煩瑣で複雑な手続をネガティブリストのみのシステムに簡素化し、透明性を高める取り組み自体は望ましいものである。もっとも、外資系企業には「市場参入ネガティブリスト」と「外資系企業向けネガティブリスト」が二重適用されるというハンディキャップは残る（図表10）。

(注)「奨励」、「制限」、「禁止」の各業種がリストアップされており、中国側のマジョリティ出資という条件付きの「奨励」業種、および、「制限」業種への投資は、規定に従って、国家発展改革委員会ないし、地方政府の事前認可を受ける。「奨励」、「制限」、「禁止」以外の業種も以前は「許可」業種として事前認可の対象となっていたが、2014年から事後届出に移行。

図表10: ネガティブリスト導入前後の参入規制

【移行前】		【移行後】	
外資系企業	外商投資産業指導目録 (2015年版)	各官庁・ 地方政府による 認可項目	市場参入ネガティブリスト (上海、天津、福建、広東で 試行中)
	奨励 354 制限 79 禁止 38		外商投資ネガティブリスト (上海、天津、福建、広東の 自由貿易試験区で試行中)
中国企業	産業構造調整指導目録 (2011年版)	参入制限 232 参入禁止 96	制限・禁止込み 122
	奨励 750 制限 223 禁止 426		

(資料)各種中国政府資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

とはいえ、現時点での外資系企業向け投資リストである「外商投資産業指導目録」についての直近2015年4月の改定は、これまで6回行われた改定のなかでも大幅な規制緩和であったと評されている。「三中全会の決定」に沿って、製造業および、金融、文化、商業、物流、電子商取引などのサービス業で規制緩和が進み、制限業種は79から38へ、禁止業種は38から36へ、出資比率制限付き業種は82から46へとそれぞれ削減された。

③自由貿易試験区の展開

2013年9月、行政、投資、貿易、金融の4分野に関する改革の試行地として上海自由貿易試験区（FTZ）が設立されたのに続き、2015年4月には、広東省、福建省、天津市にもFTZが開設された。各FTZでは直接投資が大幅に増え、また、ネガティブリストによる投資自由化、金融自由化が徐々に進み、さらに、その自由化措置の他地域への展開も進展しつつある（図表11）。こうしてFTZは改革試行地として一定の役割を果たしている。とはいえ、2015年の「外商投資産業指導目録」の大幅改定により、FTZ内外での参入業種の規制には大きな差がなくなった。また、既存の法・規定との調整がなされておらず、FTZ内でも、関係当局からの個別の行政認可が必要になる点はFTZ外と変わらない。このため、FTZでは画期的なビジネス上の自由が確保されるとみていた外資系企業からは期待はずれとの評価が少なくないようである。

図表11: 自由貿易試験区における金融自由化の進捗

自由貿易区	時期	概要	他地域への展開
上海	2014年2月	クロスボーダー人民元集中運営管理	多国籍企業(2014年11月)⇒広東、天津、福建FTZで多国籍企業の条件緩和(2016年4月)
上海	2014年2月	クロスボーダー外貨集中運営管理	多国籍企業(2014年4月)
上海	2014年2月	外資系企業の外貨資本金の人民元交換の自由化	天津滨海新区など16地区(2014年8月)⇒全国展開(2015年6月)
上海	2014年2月	直接投資における外貨登記および変更登記の銀行への委譲	全国展開(2015年6月)
上海	2014年5月	自由貿易口座の開設	
上海、広東、天津、福建	2015年12月	クロスボーダー調達資金の人民元交換の自由化	全国展開(2016年6月)

(資料) 中国國務院、中国人民銀行、上海市当局等資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 外資企業を悩ませる法運用

① 独占禁止法

中国の独占禁止法は2008年施行と歴史が浅く、合併審査は商務部、価格関連の独占行為は国家発展改革委員会、価格以外の独占行為は国家工商行政管理総局と運用が3機関に分かれるが、各機関の活動は外資系企業に大きな影響を与えるようになっている。

まず、商務部による合併審査に関わる問題がある。2015年末までに約1,300件行われた合併審査案件のうち、条件付き認可が26件、不認可は2件にとどまるが、そのうち、条件付き認可1件を除き、全て外資系企業の案件で、認可条件も合併効果を制限する厳しいものが少なくない。加えて、審査対象は中国企業買収のみならず、海外の企業同士であっても中国市場に占めるシェアが大きい場合も含まれるため、大型合併では各国の認可後、最終的に中国の認可待ちとなり、事業展開の遅延につながるケースも増えている。一方で、近年、国有企業改革の一環として大型合併が相次いで容認されていることは一段と不透明な印象を与えている。なお、2014年に市場シェアが低い簡易案件については手続を簡素化しており、一定のスピードアップの効果は出ているといわれている。

また、国家発展改革委員会による独占禁止法違反の摘発の対象は外資系企業のみではないが、外資系企業に対しては巨額の制裁金を科すケースが多い(図表12)。とくに外資系企業が独占的な地位を占め、価格が吊り上げられているとの批判がある業界での摘発が目立つ。例えば、自動車業界では、2014年の自動車部品メーカーに始まって摘発が相次ぎ、自動車価格に引き下げ圧力が加わった。当局には外資系企業の伸張を抑えるとともに、国民の歓心を得られるという一挙両得の狙いがあるとの見方もある。一方、国有独占によるエネルギー・通信・輸送などの分野における価格吊り上げに対しては甘いとも指摘される。こうしたなか、2016年6月に独占禁止法違反による不法所得と罰金に対するガイドラインの草案を発表、透明性向上に乗り出している。

図表12: 外資系企業に対する独占禁止法違反適用事例

時期	対象	制裁金合計	制裁対象企業	制裁金減額・免除
2013年	液晶パネル	3億5,300万元	韓国、台湾系6社	韓国系1社を除き、調査協力により減額
	粉ミルク	6億6,873万元	米、フランス、ニュージーランド等外資系5社と中国企業1社	スイス、日本、中国系の3社は調査協力や自主的な値下げなどから処罰対象外
2014年	メガネ・コンタクトレンズ	1,957万元	米、フランス、ドイツ、日系の5社	日本、台湾系の2社は調査協力により制裁金免除
	自動車部品	12億3,500万元	日系10社	日系2社は調査協力により制裁金免除
	完成車	3億1,000万元	米、ドイツ系2社	
2015年	携帯電話向け半導体	60億8,800万元	米系1社	
	完成車	3億5,000万元	ドイツ系1社	代理店には合計786万9,000元科料、一部代理店は調査協力により制裁金免除
	完成車	1億2,330万元	日系1社	
	海運	4億7,000万元	日系3社を含む外資系7社	日系1社は調査協力により制裁金免除
2016年	タイヤ	217万5,200元	韓国系1社	

(資料) 中国国家発展改革委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

②贈賄摘発

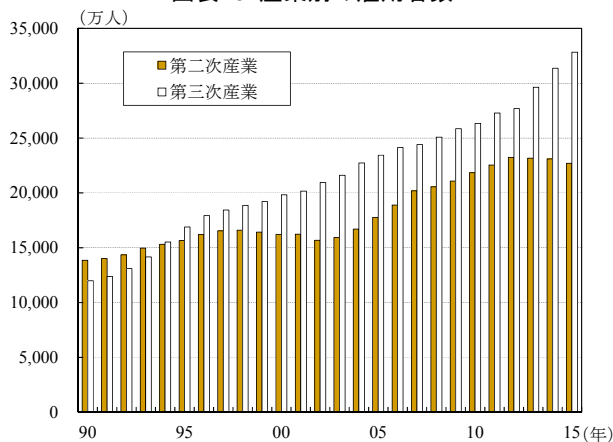
習近平政権の反汚職・腐敗政策下で外資系企業も摘発されるようになってきた。2014年に英国系製薬会社が経済事件としては過去最大の30億元の罰金を科せられたのに続き、2015年には米国系製薬会社も違法所得の没収として296万元、加えて罰金10万元という処罰を受けた。外資製薬会社の摘発については、自動車同様、薬価も高価格に対する国民の不満が強いことと無縁ではないとの見方がある。これに限らず、摘発対象が商業賄賂を含み、摘発基準が不透明であるため、外資系企業に厳しいダブルスタンダードとの疑念が生じている。

確かに、習政権前には中国では外資系企業の贈賄による摘発はあまり例がなかったとはいえ、中国で摘発されなくとも、昔から欧米では当局から摘発され、数百万ドルから十数億ドルの罰金を科せられるケースも少なくなかった。腐敗に対する厳罰化は国際的潮流であり、コンプライアンス強化はやむを得ないとの見方もある。とはいえ、商業賄賂の曖昧さは外資系企業を悩ませるものであり、独占禁止法同様、基準や罰則の明示が望まれる。

5. 高成長期終焉後の中国経済に求められている再度の改革・開放

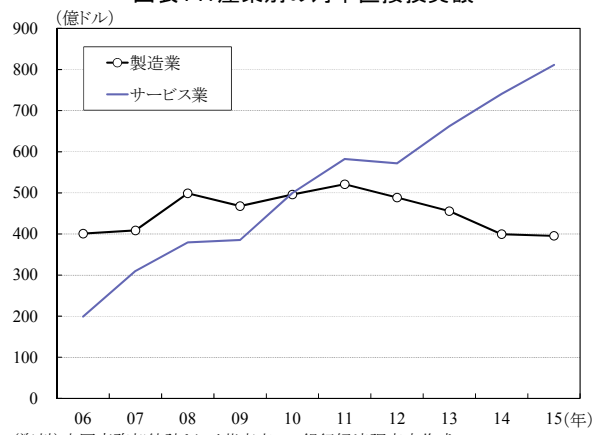
中国政府は製造業を先行して対外開放し、巨額の直接投資を受け入れ、「世界の工場」として急成長を遂げたが、中国企業の発展に伴い、過剰生産能力を抱えるようになった今日、外資系企業の伸張に歯止めをかけようとするベクトルが働いている感がある。一方、サービス業は未だ振興の余地が大きく、また、生産能力削減に伴う失業者の受け皿という意味でも拡大が必要であることから(図表13)、規制緩和により外資受け入れが拡大している。対中投資の製造業からサービス業へのシフトはこうした中国経済の需要と政府のスタンスの変化に呼応したものと見えよう(図表14)。

図表13: 産業別の雇用者数



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表14: 産業別の対中直接投資額



(資料) 中国商務部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

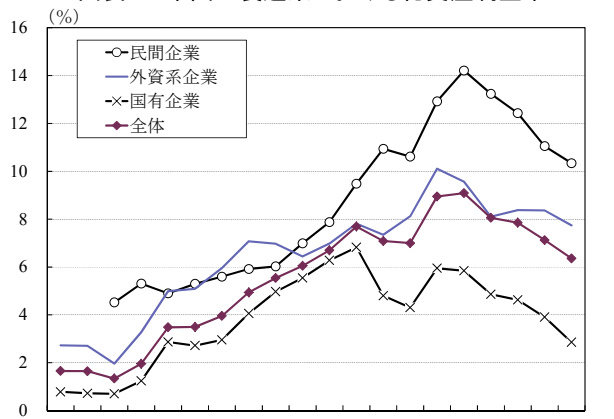
ただし、進出済みの外資系企業からはサービス業ですら受け入れ態勢の改善が実感されているとは言い難い。2015年の在中国の商工会議所の会員企業へのアンケート調査では「外資系企業は以前に比べ歓迎されていない」という回答が米サービス企業でも74%に達する。「歓迎されていない」との回答は米企業全体で77%、EU企業全体で70%にのぼり、「三中全会の決定」が期待させた市場アクセスの改善が進まないことへの失望感は強い。それでも、米企業の68%、EU企業の47%は投資拡大の意向を示し、撤退という選択肢を考慮する企業は少ない。中国は実質GDP成長率が6%台に落ちたとはいえ、世界のGDPの15%を占める巨大ビジネス圏だけに、外資系企業にとっては逆風下でも適応の道を探らざるを得ないのが実情である。

もっとも、習近平政権が「三中全会の決定」で市場化改革を強く打ち出したのは、それが高度成長終焉という大きな転換期を迎えた中国経済にとって不可欠なためである。外資系企業に対しても、

民間企業に対してもネガティブリスト方式を通じて市場アクセスを改善し、その活力の発現により経済活性化を図らねばならない必然がある。

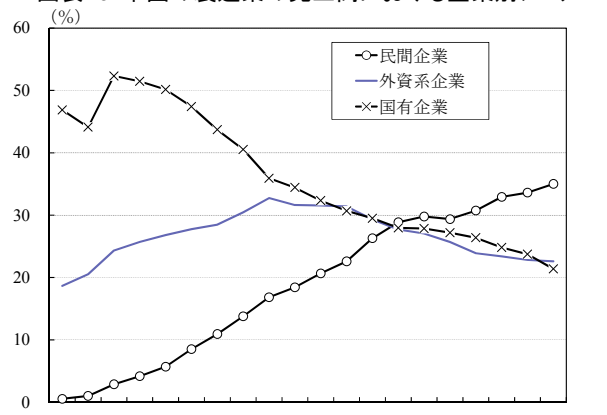
こうしたなか、民間企業の固定資産投資は2016年1~9月で前年比+2.5%と不振が目立つ。市場参入、企業負担、資金調達などの外部環境の問題のみならず、民間企業自体が従来の低価格依存の事業モデルを転換する能力を欠いているとの見方もある。国有企業は改革のさなかであり、従来、高収益で市場シェアを急拡大させてきた民間企業の成長力にも疑問符がつくとすれば(図表15、16図)、中国が「中所得国の罠」を抜け出すに当たり、外資活用の重要度が増すはずである。逆に言うと、外資政策の透明性向上や規制緩和を含め、「三中全会の決定」で打ち出した構造改革が進展しなければ、中国経済の失速につながり、外資系企業にとっての魅力は減退し、海外シフトを促す恐れがある。高成長時代が終焉した今こそ、経済失速を回避し、安定成長を確保するために、中国政府には再度の改革・開放推進が求められているといえよう。

図表15: 中国の製造業における総資産利益率



96 97 98 99 00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15(年)
(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表16: 中国の製造業の売上高における企業別シェア



96 97 98 99 00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15(年)
(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



2016年7月以降の中国国債市場の動向

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

資金証券 Gr 日下義之

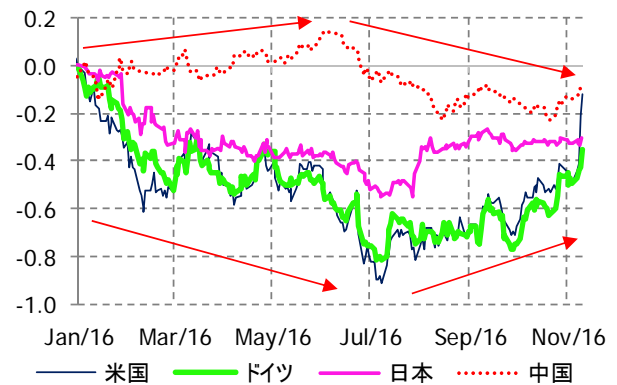
1 中国国債利回りの動向

2016年の中国国債利回りは、前半に緩やかに上昇した後、後半7月以降は低下基調に転じた。8月・10月半ばには、10年国債利回りがリーマンショック後の2009年1月以来となる2.6%台まで低下。足元では2.8%前後で推移している。

2016年7月のレポート¹では、前半の利回り上昇が他の主要国での国債利回り低下と対照的に生じたこと背景として、外国投資家の中国国債保有比率が低いために他国動向の影響を受けにくいことを挙げた。7月以降の10年国債利回りの動きを比較すると、中国では低下基調となる中、米国では連銀の次回利上げ時期が近づいたことや大統領選の結果を受け、約0.7%上昇。日本では、7月の日銀・金融政策決定会合で追加緩和が見送られたことで約0.2%上昇、9月に移行した新たな政策枠組みのもとでも低下は見られていない。ドイツでは概ね米国債と連動する形で約0.4%上昇。すなわち、中国と他国市場で上昇/低下が逆転する形で再び対照的な動きとなっている。

本稿では、年後半の中国国債利回りの低下基調の背景について、投資家動向から確認してみたい。

【図表1】2016年の主要国10年国債利回りの変動幅 (単位:%)

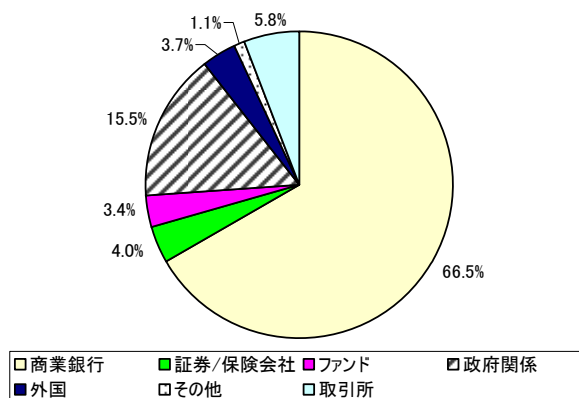


出典: Bloomberg

2 各投資家の保有動向の推移

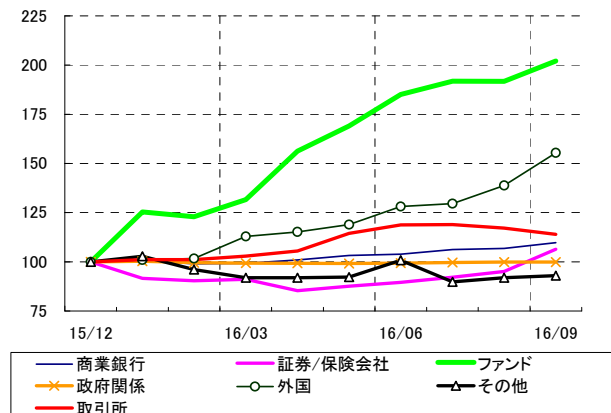
図表2及び3は国債投資家の保有構成と、2016年1月以降の保有残高の変化を見たものである。

【図表2】国債の投資家別保有構成 (2016年9月時点)



出典: China Bond

【図表3】投資家別国債保有残高の相対変化 (2015年12月末を100とした指数)



出典: China Bond

¹ BTMU 中国月報 (2016年7月) 「中国債券市場の動向について」。

国債市場の主要投資家をみると、商業銀行が 66.5%と大半を占めており、政府関係² (15.5%)、取引所 (5.8%) が続いている。

一方、2016年以降の国債保有残高の相対変化を見ると、ファンド³と外国投資家による保有残高増加が目立つ。特にファンドによる保有規模は2015年12月末対比で2倍超に拡大しており、また外国投資家は同比で55%増加させている。

外国投資家については、2016年2月の銀行間債券市場の開放後、国債保有シェアが緩やかに増加していたところ、年後半になって資金流入ペースが加速したことが窺われる。

以下では、保有残高の多い商業銀行、及び残高増加が目立つファンドと外国投資家の動向を整理する。

(1) 商業銀行

商業銀行が国債投資を行う本源的な動機は、預金によって集めた資金が貸出規模を上回る場合に余剰資金を運用するためである。

図表4は、2016年9月末時点の商業銀行を含む預金取扱金融機関の資金運用・調達状況を示したものである。

資金調達では預金による調達額が全体の86.7%と大半を占める一方、貸出額は全体の60.1%に止まり、預金超過となっていることがわかる。

余剰資金は、国債を含む債券投資で運用されている。債券投資は運用全体の14.5%を占めている。債券投資の構成比は、預金と貸出の残高変化に応じて変動することになる。

次に、図表5で2015年以降の預金と貸出の残高推移を見ると、預金、貸出ともに増加傾向にあるが、債券投資の原資となる預金超過額が増加傾向にあることがわかる。

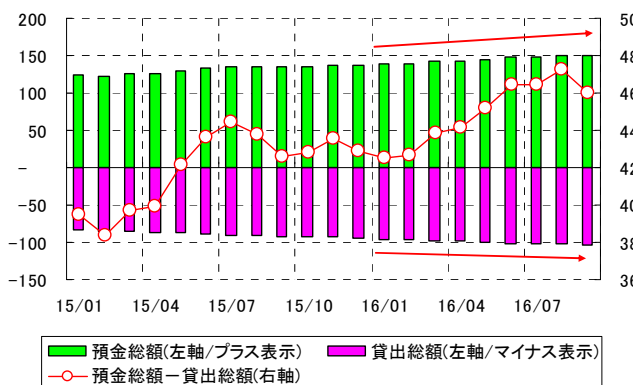
【図表4】預金取扱金融機関の資金運用・調達状況

2016年9月末 単位:兆元

運用	残高	構成比	調達	残高	構成比
個人向け貸出	31.4	18.2%	個人預金	59.3	34.3%
法人/政府向け貸出	69.4	40.2%	法人預金	48.0	27.8%
			政府預金	27.8	16.1%
その他貸出	3.0	1.7%	その他預金	14.8	8.5%
債券投資	25.0	14.5%	その他	22.9	13.3%
外貨ポジション	22.9	13.3%	運用総額	172.7	100.0%
その他	21.0	12.2%	調達総額	172.7	100.0%

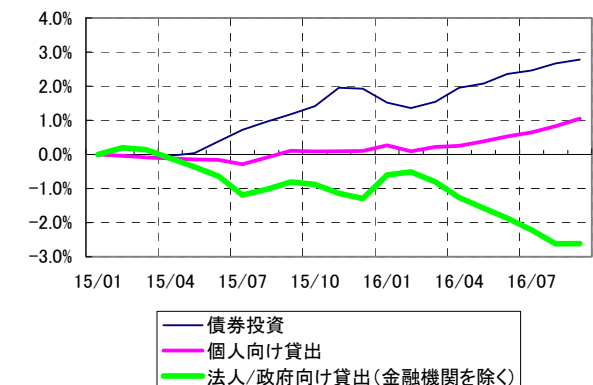
出典：PBOCのHPよりBTMUC作成

【図表5】2015年以降の預金額・貸出額の推移 (単位:兆元)



出典：PBOCのHPよりBTMUC作成

【図表6】債券投資、個人向け貸出、法人/政府向け貸出の構成比の変化 (2015年1月基準)



出典：PBOCのHPよりBTMUC作成

² 政府関係には、PBOC、財政部、国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行が含まれる。

³ ファンドには、証券投資ファンド、年金、社会保険等が含まれる。

また、運用状況に着目するため、図表6で主要な運用資産である債券、個人向け貸出、法人/政府向け貸出の構成比が2015年1月以降どのように変化してきたかを見てみる。

貸出では個人向け貸出が構成比を上昇させている一方で、法人/政府向け貸出が構成比を落としていることがわかる。この背景には、不動産市場が過熱する中、個人向けのローンが拡大する一方で、法人向けの貸出が伸び悩んでいることがある。結果、債券投資の構成比は、貸出の構成比の低下を補う形で上昇し、足下では2015年1月対比構成比で3%程度上昇している⁴。

(2) ファンド

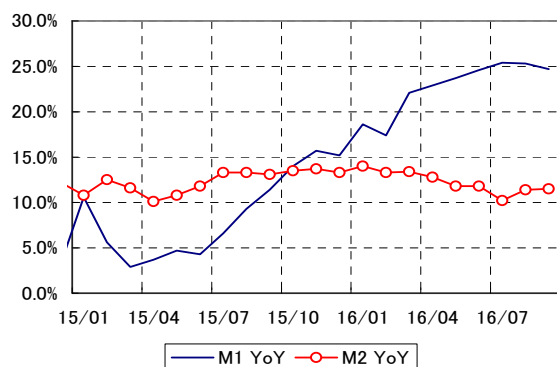
次にファンドによる債券投資の現状を見てみる。

図表7で運用対象別のファンドのNAV⁵の推移を見ると、NAV全体が増加を辿り、債券ファンド⁶の構成比率が増加していることがわかる。

NAV全体の増加は、マネーサプライが増加する中で、有利な運用先を求める資金がファンドに流入していることを示唆する。低金利環境が続く、機会費用が低下するも、M1の拡大ペースがM2に比べ顕著になっており、定期預金に対する選好が相対的に弱くなっていることが示唆される。

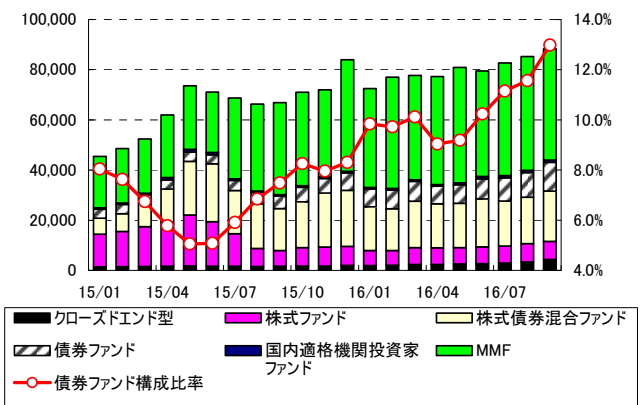
また、ファンドの中でも、債券ファンドの構成比率が着実に増加しており、中国株式市場の低迷をうけ、株式ファンド⁷から債券ファンドへと資金がシフトしている。上海総合指数は2015年6月に過去最高となる5,166を記録したのち大幅に低下。2016年1月に再度大幅に下落し、その後の反発も下落幅に比べると限定的に止まっている。株式ファンドのNAVは株式市場の推移とほぼ一致する形で減少しており、投資家資金の株式から債券への選好変化を窺わせる。

【図表8】 マネーサプライ M1 と M2 の推移⁸



出典：Bloomberg

【図表7】 公募ファンドのNAVの推移
(単位：億元)



出典：中国証券投資基金業協会 HP より BTMUC 作成

【図表9】 上海総合指数の推移



出典：Bloomberg

⁴ 預金取扱金融機関の債券投資には地方債も含まれている。現在、地方政府は過去に高金利で借入れたローンを、地方債に振替える動きを進めている。そのため、債券投資の金額から地方債への振替額を控除してみた場合、債券投資の増加額はより緩やかになるという見方もある。

⁵ NAVとはファンドの純資産価値に相当する Net Asset Value を示す。

⁶ 債券ファンドとは、投資資産の80%以上を国債、金融機関の発行する金融債、企業の発行する企業債等に投資をするファンド。

⁷ 株式ファンドとは、投資資産の80%以上を株式に投資するファンド。

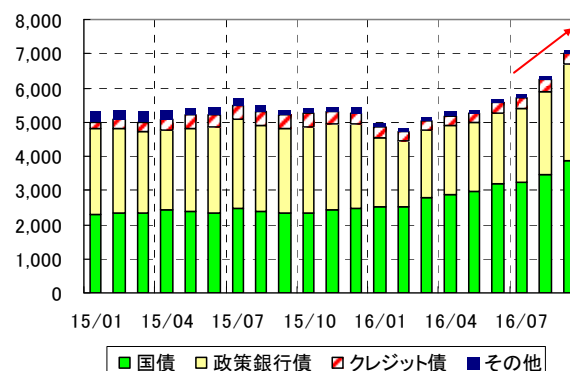
⁸ マネーサプライ M1 は現金通貨と要求払い預金の和、M2 は M1 と定期預金等の準通貨の和を指す。

(3) 外国投資家

外国投資家の国債保有動向については、2016年7月レポートの中で緩やかに増加していることを確認したが、図表10⁹のとおり、その後、外国投資家の債券保有残高の増加が加速している。

2016年2月のインターバンク債券市場の開放が発表された後、5月27日には具体的な細則が公表されたことで、外国投資家による投資が本格化したと考えられる。加えて、10月1日に人民元がSDR構成通貨に加えられたことも、投資を後押ししている可能性が高い。

【図表10】外国投資家の債券保有残高



出典: China Bond

【図表11】投資に関する主な規制変更の内容

日時	主な内容
2016年2月17日	中国がインターバンク債券市場を外国投資家に開放することを発表。なお、投資規模については限度額を設けないことが示された。
2016年5月27日	2月17日に発表されたインターバンク債券市場の開放に関する細則として以下を発表。外国投資家が債券投資を行う際、外国から中国へ送金する際の外貨と人民元の比率は、中国から外国へ送金する際の同比率と一致させる必要があり、同比率は上下10%以内とする。

出典: 各種報道等より BTMUC 作成

3 まとめ

本稿では、2016年後半の中国国債利回りが低下基調にある中で、主要な買い手である商業銀行、及びファンド、外国投資家の3者が国債保有を増加させている背景を確認した。

すなわち、第一に、預金取扱金融機関では預金が増加する一方、貸出の伸びは住宅ローンを除き力強さに欠け、余剰資金が債券投資に振り向けられていること、第二に、低金利下で投資家資金がファンドへ流入しており、株式市場が冴えない中で特に債券ファンドの残高が増加していること、そして第三に、参入し易くなった外国投資家の債券投資が活発化していること、これらが重なって中国国債利回りの低下が促されてきたといえる。なお、2016年の2大イベントとも言える、英国のEU離脱を決する国民投票、及び米国大統領選の結果に対する主要国市場の反応は非常に大きかった。他国市場と対照的に映る中国国債市場でも、イベント前後の短期的な反応では連動性が見えている。

足下にかけて、中国経済の成長ペースは減速から安定化に向かいつつあり、政策対応も積極的な金融緩和でなく、緩和的な金融環境維持と財政政策での景気支援にシフトしている。年後半の中国国債利回り低下を促した主な投資家行動が、先行きどのように変化するのか、また、外国投資家の保有シェア上昇に伴って他国市場との連動性がどの程度高まって行くかが、市場動向を見極める2つの視点として重要性を増している。

以上

(連絡先) 三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail:yoshiyuki_kusaka@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2914

⁹ 図表10の中で、政策銀行債は、国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行が発行する債券。クレジット債は、企業の発行する企業債、Medium Term Note、Commercial Paperが含まれる。

**税務会計: 税関査察条例改正案の公布—企業が注意すべき重点事項**

KPMG 中国

税務パートナー

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

ここ数年、中国の税関が税金徴収管理の重点を徐々に通関プロセスから、事後における企業全体に対する管理と調査に調整し、国際貿易をより活発化させながら、効率の高いリスク管理方法の導入をしてきた。その一方、税関総署が今年全国で実施している自動車、電子業界に対するロイヤリティ調査などのように、規範化されていないことが問題となり、今後の課題にもなっている。

その改善努力の重要内容として、中国税関総署は、1997年1月3日に公布された国务院令「中華人民共和国税関査察条例」(以下「査察条例」)がすでに20年を経過し、現今の社会・経済の状況の変化に適応しなくなったこと、さらには法執行ニーズに対する実務上の困難から、今般、「査察条例」の改正案を再度、起草した。国务院は、2014年6月11日から同改正案に対する意見募集を行ない、数度の検討と修正を重ねた結果、2016年6月19日に同改正案を承認し、新「査察条例」(以下「新条例」)は、2016年7月11日に正式に公布され、10月1日から施行された。

改正のポイント

新条例は、税関の法執行を現今の社会・経済の情勢の変化に適合させるため、税関査察機能をさらに強固に規範化し、「調査」から「管理」へと転換する方向を表すものである。また、企業が輸出入業務に関連する規定を自主的に遵守する場合、税関は、効果的な監督のため事後監督および管理を強化する。新条例の重要な改正内容は下記のとおりである。

1 税関査察の対象範囲と期間

新条例では、税関査察の重要な対象範囲に「輸出入貨物」、「輸出入貨物に直接関連している企業」、「輸出入貨物に関連する伝票資料」を規定している。さらに、輸出入貨物だけでなく査察対象企業の輸出入業務にまで範囲を拡大している。

また、査察対象の期間では、「税関が輸出入貨物を通過させた日から3年以内、または保税貨物、税減免輸入貨物の税関監督管理期間及びその後3年以内」と明確にした。従って、保税貨物及び税減免輸入貨物の税関監督管理期間の満了した後の3年間も査察対象期間となる。

2 税関査察における重点項目設定の根拠

新条例第9条では、税関は輸出入業者の信用状況及びリスク状況ならびに輸出入貨物の全体状況から税関査察の重点項目を確定する。このため、企業の信用管理及びリスク対策の強化は極めて重要となった。

3 税関査察の規範化**● 査察手続の規範化**

税関は、中央政府の法律行政要求に従い執法手続の遵法性を益々重要視している。このため、新条例では、税関査察の事前通知、法執行の要求、査察結果に関する意見確認ならびに送付手続につ

いても明確に規定している。とりわけ、新設第 23 条では、税関に対し、査察での結論の中で、そのように結論づけた根拠と理由を説明し、査察を受けた者の権利について告知することを要求している。

- 査察方法の規範化

税関査察は、企業の輸出入貨物および輸出入業務、さらに企業の経営活動まで影響する。このため、税関は、輸出入調査の方法をモデル化し、地方税関の法執行手続きの不統一によって被る査察対象企業の不利益な影響を解消するため、新条例第 4 章で様々な査察手続きの処理方法を明確に規定した。これは、税関査察の実施に対する法的根拠を定めると同時に、税関の「自由裁量権」に対する規制、また、査察実務の遵法性を強化することで査察対象企業の合法的な権益を保護することになる。

4 税関管理機能の強化

- 企業の自律管理

新条例第 26 条は、「企業が自発的に税関の監督・管理規定に違反したことを報告し、かつ税関による処理を受け入れた場合、行政処罰は軽いものを選択し、行政処罰を軽減しなければならない」と新たに規定した。同規定は、企業の自律管理の上位の法的根拠の欠落を補うものであり、行政面における企業の自律管理の規定を明確にさせた。具体的には、企業が自律管理を行なう場合、行政処罰を軽減した上で処罰を科すか、又は寛大な処置を行なうものである。

- 電子データ管理方法の明確化

電子データにおける近年のテクノロジーの進歩は、輸出入貿易の各手続きにおいても活発に活用されている。そのため、新条例では、査察対象企業の書面として印刷された伝票だけではなく、コンピューター・システムの記録や電子データについても税関査察の対象範囲になった。また、コンピューターに保存される会計記録及び電子データの保存期間も明示された。

- 税関査察における仲介機構導入の明確化

税関は、中央政府の政府機能の転換及び社会管理モデルの革新を提唱する新時代に伴い、社会仲介機構を活用した行政管理を大きく前進させる。このことは、地方税関が従前の税関査察において、第三者仲介機構を導入してきたことで実務経験を豊富に積み重ねてきている。これを背景として、新条例第 21 条では、税関が、会計や税務専門機関などに委託して専門性を有する結論をまとめ、それを税関査察の参考にすると明確化した。

KPMG の所見

新条例は全体的に、新しい情勢変化に適応するものであり、そこには、税関査察の適正化と企業の合法的な権益を保護することが目的である。

企業は今後、下記の課題に注意しなければいけない。

- 企業の自律管理制度

税関総署は、既に一部の地方税関で自主管理制度のパイロットプログラムを実施して著しい成果と豊富な実績を積み重ねた。このため、新条例第 26 条は、企業が自主的に違反行為を税関に報告する場合、企業が寛大な処置を受けることが可能となるように、自律管理制度に対し明確に規定し、法的な根拠と関連する手続きについても明示した。企業は今後、自社の実情を前提に、自律管理方法を運用し、貿易管理業務の適正化に取り組むことが可能になる。

- 仲介機構の税関査察への参画

新条例は、税関や査察対象企業が、専門機関に委託し、関連の問題について専門的見地から結論を出すことができることを明確にした。これにより、企業は税関査察の対応について専門機関に委託できるようになった。なお、今後、税関は、関連する管理規定を公布予定のため、KPMG は引き続きこの動向を注視していく。

- 信用管理

企業信用に対する管理は、税関の査察部門の重要な機能であり、税関業務運用上の重要な根拠となっている。このため、企業は、信用管理レベルを向上させながら、信用管理に関する中国税関の動向に注意し、そのための事前準備が必要である。

- 企業の帳簿管理

次いで、新条例に査察対象企業の輸出入貨物の帳簿管理の要件が新設された。これは、査察対象業者が関連規定に従って輸出入貨物の会計帳簿および関係資料を作成していない、若しくは輸出入貨物を移転、隠匿、改ざん、破棄する可能性がある場合、会計法に基づき法律責任が問われる。したがって、企業は会計帳簿の管理を強化し、必要に応じて専門機関の意見を聞き、会計帳簿の管理体制の整備と運用を徹底しなければならない。

- その他

新条例第4条は、税関は査察調査の必要上、関連の業界団体、政府機関及び関連企業等から特定の商品、業界の輸出入活動に関連する情報を収集する。このため、輸出入に従事しない企業であっても税関査察の調査に協力しなければいけない。

新条例はまた、輸出入の伝票証憑の保管期間についても明確にした。輸出入伝票の保管期間は、税関が輸出入貨物を通過させた日から3年以内、または保税貨物、税減免輸入貨物の税関監督管理期間内及びその後3年以内である。したがって、企業は、社内書類の管理を強化して伝票証憑の管理不備から税関査察時の不利益な影響を回避させることをご提案する。

輸出入貨物と直接関係する企業は、税関の査察制度の移行期間のこの機会に事前の対応計画を作成しておくことがなにより大切であり、本格的に通関業務の実施と管理を改善するには、多くの場合、社内の専門チームと外部専門家が協力し、本社と現地法人が共同に関与、実施する必要がある。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路1266号 恒隆広場50F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com



法務:企業再編、撤退時の人員削減について

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

I. はじめに

最近、日本企業の中国ビジネスをめぐるホットな話題の1つとして、日本経済界訪中団が中国政府に対し企業撤退手続の迅速化を要請したことが挙げられる。その理由として、今まで中国では撤退する際に行政の認可が必要だったが、行政機関の中で手続が複数の部署にまたがっており、撤退に長時間かかり、その全貌の把握も難しい現状があったという。関連記事が中国国内のネットに掲載され、中国でも大きな波紋を呼んでいる。

弊職らの経験では、企業の撤退に際して、中国は日本よりも行政手続が多く長時間かかるのが確かだが、それ以上に難しいのは人員削減であり、人員削減の問題が解決されれば、基本的に山場を越えたと言える。というのは、社会安定の維持がすべてに優先される中国では、とりわけ大規模な人員削減で労使間紛争に発展した場合、関連当局が往々にして介入し指導することが多いためである。また、人員削減は、これにより多くの従業員がその生活の基盤となる収入源を失うこととなるため、それを適切に処理することができなければ、従業員の生活への不安や会社への不信感が高じて深刻な労使間紛争に発展し、企業の再編、撤退が難航する結果となることが懸念される。したがって、企業の再編、撤退に際しては、人員削減が必要なとき、いかにこれを適切に処理するかが極めて重要な課題となり、本稿では、大規模人員削減の一般的な方法とその選定基準を検討するほか、人員削減施策案を策定するにあたり考慮すべき要点につき論ずるものとした。

II. 人員削減に関する人事施策案の策定

企業再編、撤退時の人員削減の方法としては、理論上、契約不更新、合意解除、整理解雇（経済的リストラ）、客観的状況の重大な変化を理由とする労働契約の解除、解散解雇などが考えられるが、企業再編、撤退の具体的な方法により、生じてくる問題、その解決の難易度なども異なると思われ、また、各企業ごと従業員の構成、既存人事問題、労働組合の反応などの内部事情や政府との関係、周辺企業の対応方法などの外部要因が一様でないため、その方法の選定は、これらのことを踏まえて行う必要がある。

1. 人員削減の一般的な方法

企業で働く人員は、会社と直接に労働契約を締結しているか否かにより、直接被用者と派遣労働者、業務委託先従業員などの非直接被用者の2つに分類する。非直接被用者は会社と直接の雇用関係がないため、理論上、労務派遣業者や業務委託先との契約を解除することによりその削減が可能となるのに対し、直接被用者は、会社と直接に労働契約を締結しているため、その削減については各従業員と個別に合意しなければならず、より工夫が必要になるものと思われる。したがって、以下においては、直接被用者（以下、「従業員」という）の削減方法について一般的見地から説明する。

(1) 労働契約の不更新

会社と初めて有期労働契約を締結した従業員は、契約期間満了時に労働契約を更新しなければ契約終了となるため、人員削減の計画があるとき、計画的にこのような契約期間満了を迎える従業員との労働契約を終了させることが考えられる。

この方法は、会社と従業員が初回の労働契約においてあらかじめ合意した期間に実行されるため、既にこのことを予期している従業員が反発する可能性は低く、また終了時には基本的に法定経済補償金の支払のみでよいと考えられ、他の法定外の経済補償金を支払う可能性のある人員削減方法と比べれば、企業にとって低コストとの長所がある。しかし、勤続 10 年以上となる従業員や、2008 年 1 年 1 日以降に有期労働契約を連続して 2 回締結したことのある従業員については、これらの従業員が有期労働契約の締結を求めた場合を除き、会社は無期労働契約を締結しなければならない、期間満了をもって労働契約を終了させることができないほか、従業員が医療期間内又は「三期」(妊娠期、出産期、授乳期) 期間中にあるなどの法定事由が消滅するまで有期労働契約を延長しなければならない、などの法令上の制限があるため、削減対象者が限られ、人員削減を実現しえない可能性が考えられる。また、実務上、企業又は事業の新規設立に伴い多数の従業員を同時採用した特別なケースを除き、採用時期がそれぞれ異なる従業員を期間満了をもって契約を終了させるため、所要時間が長くなるとの短所が考えられる。

なお、一部の地方において、労働契約不更新の方法をとるためには、一定期間を置いて事前に従業員に通知すること、多数の従業員の契約を一斉に終了する場合には企業所在地の労働行政管理部門への事前報告を要するなどの制限や手続を定めていることもあるので、実際にこの方法を採用する際、現地の法令に関連制限や手続の規定がないか確認しておくことが望まれる。

(2) 合意解除

労働契約法 36 条によると、使用者は、従業員と協議して合意に達すれば労働契約を解除することができる。この方法も、人員削減の方法として採用することが可能である。この方法は、従業員の意向・心情に理解を示し、選択の機会を与えるため、一般論として条件さえよければ平穩に実行しうる。また、法令上労働管理当局への報告義務が定められていないため、理論上、社内の準備さえ完了すれば人員削減のスケジュールに合わせて行うことができる。

しかしながら、希望退職の実施にあたり、従業員が自らの意思で退職に応ずることを促すため、通常、周辺企業の相場などに照らし法定基準を上回る補償金(補助金を含む)の支払が必要になり、企業にとってコスト増となることが予想される。また、大企業が多く従業員を解雇して失業者が増えると現地の社会問題となるため、希望退職の場合でも、労働管理当局の干渉や、脱法的な整理解雇としては是正を指導されることが考えられるため、この案を実行する際には、自社の規模、現地への影響など踏まえて、労働管理当局に対しある程度の内容を事前に報告しあるいは相談することが推奨される。

(3) 整理解雇(経済的リストラ)

労働契約法 41 条によると、使用者は、企業破産法の規定により再生する場合、労働契約締結の際に根拠とされていた客観的な経済状況の重大な変化により生じた労働契約の履行不能など 4 つの事由のいずれかに該当する場合であって、20 人以上の人員の削減を要し、又は削減人員が 20 人未満であってもそれが総従業員数の 10%以上に達するときは、30 日前までに労働組合又は従業員全体に事情を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取したうえ、労働行政部門に人員削減案

を報告した後、人員削減を行うことができる。この方法は、その手続や支払うべき経済補償金などが法律において明確に定められているため、実行しやすい部分があると思われる。

もっとも、中国の労働法 29 条、労働契約法 42 条等は、整理解雇の方法によっては、解雇することのできない労働者（例えば医療期間内従業員、「三期」従業員）、優先的に継続雇用しなければならない労働者（例えば無固定期間労働者、家庭内に他の労働者がおらず、かつ、扶養の必要のある老人又は未成年がいる者）に関する規定を定めているため、これに注意する必要がある。

一般論として、この整理解雇は、使用者の存続を前提として、一部の余剰従業員を削減する制度と考えられ、従業員ほとんど（例えば 9 割以上）の一斉解雇は難しいと思われる。なお、このように部分的整理解雇を行うとき、差異化により対象従業員がかなりの不満を感じるため、労使間紛争に発展する可能性が高いと思われる。また、労働契約法 41 条は、使用者に対し、整理解雇案を所轄の政府労働行政部門に報告することを義務づけているが、実務においては、これは単なる「報告」とどまらず、実質的にその「認可」を得なければならない運用となっているため、特に大規模なリストラとなるときは、社会安定への影響があるとの判断がなされ、なかなかこの実質的「認可」が下りないおそれがあり、こうして、この「報告」には不確定要素があると考えられる。

(4) 客観的状況の重大な変化

労働契約法 40 条 3 号によると、労働契約締結時に根拠とされていた客観的状況に重大な変化が生じたために労働契約の履行が不可能となり、使用者と労働者の協議によっても、労働契約の内容の変更について合意に達することができない場合、労働者本人に対する 30 日前までの書面通知により、又は所定外の費用として 1 ヶ月分の賃金相当額を労働者に支払うことにより、労働契約を解除することができる。このため、これを根拠とする人員削減も考えられる。

しかしながら、労働契約法は「客観的状況に重大な変化」に対する詳細な規定がなく、また、「客観的状況に重大な変化」、あるいは事前に労働行政管理部門への報告が義務づけられた整理解雇の場合における「客観的な経済状況に重大な変化」に該当するか否かは曖昧で、この方法による人員削減は、不当解雇を主張する従業員が労働仲裁・訴訟などを通じて会社に対抗する可能性が高く、紛争につながるリスクを回避するためには、事前に「客観的状況に重大な変化」の内容を確定しておく必要があると思われる。

(5) 解散解雇

労働契約法 44 条 5 項は、会社が期間満了前の解散を決定したことにより、労働契約は終了となる。従来の通説は、外商投資企業については、原則として、審査認可機関が期間満了前解散を認可した日をもって会社の解散清算が開始し、労働契約も終了するものとしていたが、弊職らを取り扱った案件では、労働契約法 44 条 5 項は、会社が期間満了前の解散を決定したことにより、労働契約は終了となるとされており、審査認可機関の審査認可まで要求されていないとして、会社の解散決定（董事会決議）により労働契約が終了する、という人民法院の判断がある。また、中華人民共和国外資企業法など 4 法を改正することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定により、国の参入許可特別管理措置と関わらない外商投資企業の解散に対する規制がこれまでの認可制から届出制に変更され、これにより外商投資企業の会社解散時の労働契約の終了時点については、今後の立法・実務に着目する必要がある。

この方法は、整理解雇等と比較して、法定事由による労働契約の終了という点で、政府、労働組合への説明が比較的容易で、また、通常の場合、補償金は法定の金額のみで足りると考えられ、企業は予定の範囲にコストを抑えることができると思われる。しかしながら、解散解雇の方法では、全従業員との労働契約を突然終了することとなるため、従業員の強い反発を招くことが懸念される。これが現実化したとき、また、会社の規模が大きく又は知名度が高い場合、当局が社会の安定に重大な影響を与えるものと判断する可能性が高くなり、場合によっては、政府による多大な干渉、メディアによる大々的な批判報道を受ける事態も考えられる。

以上の5つの方法のほかにも、関連企業や取引先などへの転職を推奨すること、生産の停止に伴い一部従業員を自宅待機させることなど、期間をかけて多様な方法を活用しながら人員を分散・減少させていく方法も考えられる。これらの方法は、あくまで人員削減の一般的な方法にすぎず、各種方法につき論じた長所、短所は相対的なものであって、企業の再編、撤退に際しての人員削減は、具体的な事情に応じ、適切な人員削減の方法を選択し、あるいは複数の方法を組み合わせることを検討する必要がある。

2. 人員削減方法の選択について

企業の人員削減の方法は以上に論じたものが考えられるが、各企業の特徴、人員削減の理由・背景、自社をとりまく外部環境などを適切に把握し、企業の実態と適合する方法を選定することが必要となる。その際には、企業において次の点に注意することが重要となる。

(1) 人員削減の理由とその背景の把握

企業再編、撤退による人員削減とはいえ、企業再編、撤退の具体案に応じ、企業がとりうる方法も異なるものと思われる。例えば、解散清算の場合は解散解雇が考えられるが、事業譲渡などの場合はその方法を採用することはできない。また、再編、撤退の具体案のほか、中国に関連会社がある場合には、削減対象人員をその関連他社に移籍させる可能性、人員削減が関連他社にもたらしうる悪影響といった観点も、人員削減方法の選択に関わってくるものと考えられる。

(2) 自社の特徴の適切な把握

実務においては、たとえ同じ法定事由に基づく人員削減であったとしても、企業自身の特徴が異なるため、人員削減にも大きな差異が生じてくる。一般的に、人員削減案の策定にあたっては、企業の資金予算、人員削減後の再雇用の予定、企業の労使関係、労働組合の従業員に対する影響力、労働組合と企業との関係、当該企業ないしグループ内他社における過去の人員削減の有無、これが存する場合には当時それを行った方法と結果、関連会社による被削減人員再雇用の可能性などに着目する必要がある。

(3) 外部要因の適切な把握

企業が直面する外部環境は、人員削減案の選択にも影響を及ぼす。その選択にあたっては、人員削減に対する現地地方政府の反応、企業と関連する政府機関との関係、現地の地方法令が定める人員削減の特別な要件などを考慮する必要があるほか、企業所在地の他社の人員削減の状況、補償基準などを把握しておくことも望まれる。

Ⅲ. 人員削減案の策定における注意点

企業においては、以上のような注意点を総合的に勘案して自社に合う人員削減方法を検討し、これに基づき、全面的かつ詳細な人員削減案を策定し、それを人員削減の行動指針とする必要がある。また、人員削減を平穩に達成するため、この案の策定、実際の実行にあたっては、次の内容を念頭に置き検討する必要がある。

1. 削減対象者の実情

削減対象者の状況を把握することで、企業は人員削減において直面しうる問題や障害を予想することができ、これにより具体的な対策を準備すれば、人員削減案の平穩な実施にも寄与するものと思われる。具体的には、削減対象者の賃金水準、勤続年数、労働契約の期限、年齢、学歴、出身地などが挙げられるが、削減対象者の人数・構成、例えば削減人員総数に占める現場労働者と管理職の割合や、削減対象者に特別従業員が含まれるか否かなども把握しておく必要がある。このほかにも、削減対象者への残業手当支給、社会保険加入、年休取得の状況など、既存問題の有無を確認しておくことが望まれる。

2. 人員削減の補償案

補償案の中心的な内容には、一般従業員への補償、特別従業員に対する特別措置、補償プランの代替案などが含まれる。法令は、支払うべき経済補償金について定めるが、実務上、会社が提示した人員削減案を従業員に理解させ、平穩に人員削減を達成するため、一般的には、法定経済補償金のみならず、一定額の割増補償金を別途支払う企業も多く見られる。この割増補償については、通常、当該企業ないしグループ他社の過去の人員削減時の補償案、現地周辺企業の相場、政府の指導意見、企業の予算などに照らし策定されるが、削減対象者に特別従業員が含まれる場合は、割増補償金のほかに一定額の補助金を別途支給する例も多い。

3. 人員削減の日程

日程を定めておくことで、人員削減計画が効率的に進められ、遅延の回避が可能となる。これについては、人員削減の開始時期と予想される終了時期、具体的な実行の段階、あらかじめ確保される調整期間などを組み込む必要がある。

また、従業員の心情に配慮し、政府による干渉を減じるため、大規模人員削減の日程を考えるにあたっては、重大な政治的イベント（人民代表大会開催期や10月1日の国慶節、その他地方政府の各種イベント）、党関係の行事の日（共産党大会開催期）、抗日戦争関連の記念日・イベント時期などを避けるのが望ましいと思われる。

4. 人員削減の担当者

企業においては、まず人員削減計画の担当者を決定する必要がある。これについては、人事、法務、財務、IT、総務など各部署の人員のほか、経験豊富な弁護士等の専門家により構成される担当チームを結成することが望ましい。弁護士からは、人員削減・調整、交渉にわたる実務全般に関し第三者の立場からの法的助言が得られることが期待される。

これらの担当者もいずれ削減対象となるときは、事前にそのことを話し合っておく必要がある。また、人員削減計画が漏洩してその実行に影響が及ぶことのないよう、秘密保持に関する約定の可否についても考慮しなければならない。さらに、これらの者の人員削減の期間における職務遂

行をいかに保障するかという点も、検討を要する。

なお、人事担当者など人員削減にあたって従業員と直接対峙する者には、法律の専門家を招きコミュニケーションスキル、法令などに関する研修を行うことが考えられる。

5. 文書の準備

企業においては、労働契約の合意解除に関する契約書、会社が従業員に発する労働契約解除通知書、従業員への説明文書、政府労働管理機関への説明文書などの用意しておくべきである。また、Q&Aなどを準備し、人員削減の背景・理由に対する従業員の理解に役立てることも考えられる。また、労使間紛争が労働仲裁・訴訟に到った場合、これらの文書が企業に不利な形で利用されるのを防ぐため、法律の専門家の支援を受けてそれを作成するのが望ましいと思われる。

6. 法定手続の実行

企業が労働者の切実な利益に直結する重大事項を決定する場合には、労働契約法4条に従い、民主的手続に則る必要がある。すなわち、その決定は、従業員代表大会又は従業員全体による討議、案及び意見の提出、労働組合又は従業員代表との平等な協議を経て下されたものでなければならず、だからといって、労働組合又は従業員代表の同意まで求められているわけではないが、労働組合又は従業員は、自らが不適切と考えた事項については使用者にそれを申し立て、協議のうえ改正・改善することができ、使用者は、労働者の密接な利益に直接関わる社内規則及び重要事項決定を公示又は労働者に告知しなければならない。整理解雇を行う際、この民主的手続に則ることが要求されているが、整理解雇以外の人員削減がこの「労働者の切実な利益に直接関わる重大事項」に該当するか否か、法律は必ずしも明確な規定を定めていない。それゆえ、整理解雇ではない人員削減も、その事情に応じ、民主的手続をもって進めるか否か決定することが望まれる。

また、整理解雇など政府への報告義務がある人員削減の方法を選択する場合、人員削減案の策定後においては、関係政府機関の指導を仰ぎつつそれを進めていく必要があるほか、報告義務の定めがない削減方法を選択した場合も、社会の安定への影響が懸念される大規模人員削減であるときは、現地政府の協力が得られるよう事前に報告することが望まれる。

7. メディアとのコミュニケーション

人員削減に関する情報が公表されると、メディアの注目を集めることも多く、一部の者のミスリードによってメディアが企業を批判する報道を行う事態にも発展しかねない。それゆえ、企業においてはメディアとの対話の方法をあらかじめ確保するとともに、メディアの報道に細心の注意を払う必要がある。取材に応じる必要がある場合には、担当者において人員削減の理由を適切に説明し、可能な限り自社に対する社会的な評価やイメージを損なわない形での報道内容とする必要がある。場合によっては、企業側からコメントを発し、正確な報道となるようメディアを誘導することも検討に値する。

IV. 終わりに

近年、特に国際金融危機、取り扱う製品の変更、製造コストの増大などを契機として、事業再編や撤退を行う在中外国企業が徐々に目立つようになっている。企業の再編や撤退等により人員削減が必要となるときは、多数の従業員を不安定な立場に追い込むことから、個人レベルの労使間紛争が多数の従業員を巻き込んで集団的な労働争議へと発展していくおそれがあり、労使間の問題に適切に対処する体制の整備が極めて重要となる。また、中国政府も、社会安定のため雇用の維持・確保を重視している。

このような情勢の下、企業の再編、撤退に際しては、自社の内部事情、外部要因に照らし人員削減の方法を慎重に選択する必要がある。また、その選定後には、自社の特徴、具体的な状況を踏まえて具体的な施策案を策定しなければならない。なお、人員削減の実行時に社内の労働組合、幹部、人事総務などの協力が得られるよう、法律専門家等との検討結果やそのアドバイスを踏まえ具体的な説明や交渉方法を定め、関係者への根回しをしておくことも重要となる。特に大規模な人員削減は、社会の安定への悪影響を懸念する関係政府機関が干渉してくる可能性が高く、その場合には、当局の指導の下で進めていくこととなる。人員削減については、これらの点を総合的に勘案のうえ、検討する必要がある。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2012年7月、劉新宇編著「中国進出企業 再編・撤退の実務」が(株)商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。